

国民健康保険
後期高齢者医療に
加入しているみなさんへ

↓問合せ 保険課
山梨県後期高齢者医療広域連合
☎ 27418545
☎ 23615671



国民健康保険

令和5年度の国民健康保険税は、7月1日(本算定日)に1年間の税額が決定します。

▼国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算して算定します【表1・例1】。

医療保険分および後期高齢者支援金分は、すべての国民健康保険加入者に課税されます。介護納付金分は40歳から64歳の国民健康保険加入者に課税されます。65歳以上の人は「第1号被保険者」となり、介護保険制度で介護保険料が課されます。

【表1】令和5年度国民健康保険税の税率・税額

区分	課税対象	医療保険分 (すべての被保険者)	後期高齢者支援金分 (すべての被保険者)	介護納付金分 (40歳～64歳の被保険者)
所得割額	課税所得金額 (注)	7.57%	2.33%	1.86%
均等割額	被保険者 1人あたり	3万1,300円	9,600円	9,800円
平等割額	1世帯あたり	2万2,700円	6,900円	4,600円
限度額		65万円	22万円	17万円

(注)課税所得金額 = 前年中所得 - 43万円(基礎控除額)

▼今年度から適用される改正点

後期高齢者支援金分の賦課限度額が20万円から22万円に増額されます。また、軽減措置の判定に係る基準額が変更となります。

▼国民健康保険税の軽減について

国民健康保険税には、所得の低い人の負担を軽減するため、均等割額・平等割額の7割、5割、2割を軽減する軽減措置があります【表2】。

【例1】国民健康保険税の算定方法

【例】中央四郎さんの世帯の場合

国民健康保険に2人加入していて、世帯主の四郎さん(66歳)は、年金収入120万円(所得10万円)、農業所得50万円、妻の夏子さん(59歳)はパート収入103万円(所得48万円)。

氏名	前年所得額	課税所得金額(所得額-43万円)
中央 四郎	60万円	17万円
夏子	48万円	5万円
合計	108万円	22万円

▶医療保険分の計算方法

- ①所得割額… 世帯の合計課税所得金額(22万円)×所得割(7.57%) = 1万6,654円
- ②均等割額…加入者数(2人)×3万1,300円 = 6万2,600円
- ③平等割額…1世帯につき2万2,700円
- ▼医療保険分合計
①+②+③ = 10万1,900円(100円未満切捨て)

▶後期高齢者支援金分の計算方法

- ④所得割額… 世帯の合計課税所得金額(22万円)×所得割(2.33%) = 5,126円

- ⑤均等割額…加入者数(2人)×9,600円 = 1万9,200円
- ⑥平等割額…1世帯につき6,900円
- ▼後期高齢者支援金分合計
④+⑤+⑥ = 3万1,200円(100円未満切捨て)

▶介護納付金分の計算方法

- ※中央四郎さんは、65歳以上の人が加入する介護保険制度で介護保険料を納めているため、国民健康保険税では介護納付金分は課税されません。
- ⑦所得割額…介護納付金分対象者の課税所得金額(5万円)×所得割(1.86%) = 930円
- ⑧均等割額…加入者(1人)×9,800円 = 9,800円
- ⑨平等割額…1世帯につき4,600円
- ▼介護納付金分合計
⑦+⑧+⑨ = 1万5,300円(100円未満切捨て)

年間保険税額

合計金額は14万8,400円(10万1,900円+3万1,200円+1万5,300円)ですが…

中央四郎さんの世帯は5割軽減世帯に該当するため、均等割額と平等割額が減額計算されることから、年間保険税額は **8万5,500円** になります。



令和5年1月1日時点で65歳以上の人で、公的年金所得がある場合は公的年金所得から15万円を控除した金額で軽減判定します。

※所得がなくても、住民税申告をしないと措置が受けられないので、必ず申告してください。

▼納税義務者

納税義務者は世帯主です。世帯主本人が社会保険などに加入している場合や、後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の人でも納税義務者になります。

▼普通徴収(納付書または口座振替での納付)

納税通知書が7月中旬に発送され、納期は年8回(7月から翌年2月まで毎月)です。納付方法は、あらかじめ指定した口座から納付期限の日に自動的に引き落とす「口座振替」と、納付書により直接納める「納付書払い」があります。

納付書払いの方法

- ① 納付書裏面に記載された取扱店で納付
- ② 請求書のバーコードを読み取り、スマートフォンアプリで納付
- ③ 地方税統一QRコードを利用した納付

▼特別徴収(年金からの天引き)

すでに年金から天引きされている世帯の国民健康保険税は、7月1日(本算定日)に決定する年税額から、4月、6

月、8月で徴収した額を差し引き、残りが10月、12月、翌年2月に受給する年金から天引きされます。

▼年度の途中で75歳になる人の国民健康保険税

誕生日前月まで国民健康保険で賦課され、誕生日の属する月からは後期高齢者医療制度で賦課されます【例2】。

【例2】令和5年9月20日に75歳になる人

- ・ 令和5年4月～8月まで国民健康保険で賦課(5か月分を課税)
- ・ 令和5年9月～令和6年3月まで後期高齢者医療制度で賦課(7か月分を課税)

【表2】保険税均等割額・平等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得金額など
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+(53万5,000円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※軽減判定をする際は、世帯主(世帯主が被保険者でない場合も含む)および被保険者全員の所得を基に判定します。

後期高齢者医療制度

▼後期高齢者医療被保険者証の更新

現在お持ちの被保険者証の有効期限は令和5年7月31日です。有効期限が令和6年7月31日の新しい後期高齢者医療被保険者証は、7月中旬から下旬に簡易書留で郵送します。新しい被保険者証はお手元に届いた日から利用できます。

現在お使いの被保険者証については、8月以降利用できなくなります。古い被保険者証は、個人情報記載されているので、裁断するなどして廃棄してください。

なお、令和4年度までの後期高齢者医療保険料を完納されていない人は、前述の有効期限より短い被保険者証となる場合がありますので、ご了承ください。

▼保険料について

7月に令和5年度後期高齢者医療保険料が決定されます【表3】。

今年度の7月算定時に賦課対象となる被保険者は令和5年7月1日までに資格を取得されている人です。7月2日以降に資格を取得した被保険者には、取得月の翌月に通知書などを郵送します。

後期高齢者医療制度では、医療費などの自己負担額を除く費用(医療給付費)

【表3】令和5年度後期高齢者医療保険料の決定

保険料	均等割額	4万980円
	所得割額	8.3%
保険料の賦課限度額(上限額)		66万円

を公費が約5割、現役世代(75歳未満)が約4割を負担し、残り約1割を後期高齢者医療保険料で賄っています。



【表4】保険料均等割額の軽減

対象の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	均等割の 軽減割合
「43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1)」以下	7割
「43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1) +29万円×被保険者数」以下	5割
「43万円+10万円×(給与・年金所得者等の数-1) +53万5,000円×被保険者数」以下	2割

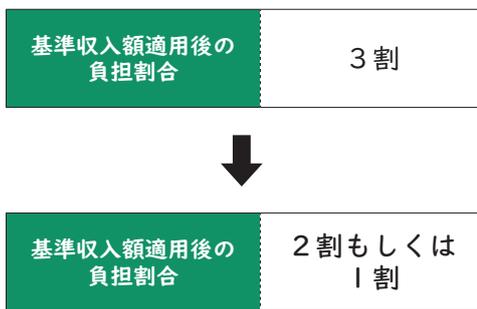
※公的年金を受給している人は、均等割軽減判定時に15万円が控除されます。

▼自己負担割合

後期高齢者医療被保険者は、医療機関の窓口で総医療費の1割(令和4年10月以降は、一部の人は2割、現役並み所得者は3割)を自己負担します。保険証の更新時に、前年の所得に応じて自己負担割合を判定します。

▼基準収入額適用について

住民税課税所得金額が145万円以上の被保険者がいる世帯の医療費の窓口負担割合は3割ですが、収入金額が一定基準額(注)未満で、基準収入額適用の要件に該当する場合は負担割合は、次の表のようになります。



以上の場合(複数世帯)にそれぞれ定められた収入額の基準です。

単身世帯…383万円

複数世帯…520万円

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

および限度額適用認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証は令和5年8月1日から新しいものとなります。有効期限は令和6年7月31日です。被保険者証とは別に郵送します。

前年度交付を受けている人で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付します。

なお、マイナンバーカードの保険証利用の申し込みをされている人は、医療機関などの受診時にマイナンバーカードを提示することで、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の提示が不要となります。

▼長期に入院されているみなさまへ

所得区分が「低所得者Ⅱ」に該当する期間中に90日を超えて入院をしている被保険者については、長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請をすることができます。ただし、申請書を提出する月以前の12月以内で90日を超えた入院日数のわかる領収書もしくは入院証明書などの添付書類が

必要です。

申請後は入院時の食事代が減額されます。ただし、申請日から申請月末日までの食事代については療養費(食事療養費差額)の申請が必要となります。

▼保険料の納付方法

保険料の納付方法は特別徴収か普通徴収の2通りに分かれます。特別徴収は年金から天引きされます。普通徴収は納付書または口座振替で納めます。

▼医療費通知について

令和5年12月診療分は令和6年1月末に発送する医療費通知には記載されず、1年後の令和7年1月末に発送する医療費通知に記載されます。

医療費控除の申告手続きを行う場合は、令和5年12月診療分の領収書が必要になるので必ず保管しておきましょう。みなさんが病院などを受診した情報は、受診した月の2か月後に山梨県後期高齢者医療広域連合に提供されます。印刷期間も含めて医療費通知の発送には3か月程度かかります。

▼保険料の軽減について
世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます【表4】。

▼被用者保険の被扶養者に対する軽減
後期高齢者医療制度の資格取得前日に職場の健康保険などの被扶養者だった人は、加入後2年を経過する月までの期間(加入した月から24か月までの期間)に限り所得割額はなく、均等割額が5割軽減となります。ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人は、いずれか大きい方の額が軽減されます。

(注)一定基準額とは、同一世帯に後期高齢者医療制度に加入している被保険者が、一人の場合(単身世帯)と二人





お知らせします

総合健診について

→健康増進課 ☎274-8542

総合健診を実施します

- 混雑を回避するため、受診日時を指定しています。郵送される回答用紙に記載された指定日時を確認してください。
- 指定日時の受診が困難な場合は、必ず事前に電話で変更またはキャンセルの連絡をお願いします。
- 台風などの荒天により、健診の中止や日程を変更する場合があります。中止や変更する場合は防災無線や市ホームページなどでお知らせします。
- 会場近くにお住いの人は、できるだけ徒歩や自転車でお越しください。

健診日程

	日程	会場
7月	14日(金)、18日(火)～24日(月)	玉穂勤労健康管理センター
8月	18日(金)、20日(日)～25日(金)	

※予約制で実施します。まだ申し込みをされていない人は、事前に健康増進課までお申し込みください。

健診結果のお知らせと説明会について

健診の結果は、概ね1か月後に郵送します。ただし、「特定保健指導が必要な人」など、面談が必要な人には結果表を同封せず、「結果説明会のご案内」通知を郵送します。

対象となった人には、詳しい受付時間などを「結果説明会のご案内」通知にてお知らせしますので、ご参加ください。

※結果説明会の日程は、健診受診時にお知らせします。

